

決 定 要 旨

被 審 人 (本店) シンガポール 018989、1 マリーナ並木通り #28-00
(商号) モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・カン
パニー

上記被審人に対する平成 23 年度 (判) 第 7 号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法第 185 条の 6 の規定により審判長審判官安木進、審判官松葉知久、同佐藤しほりから提出された決定案に基づき、金融商品取引法第 185 条の 7 第 1 項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金 58 万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成 23 年 10 月 11 日

2 事実及び理由

課徴金に係る金融商品取引法第 178 条第 1 項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第 1 回審判の期日前に、課徴金に係る金融商品取引法第 178 条第 1 項第 7 号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成 23 年 8 月 9 日

金融庁長官 畑 中 龍 太 郎

(別紙)

1 課徴金に係る金融商品取引法第 178 条第 1 項各号に掲げる事実
金融商品取引法第 178 条第 1 項第 7 号に該当

被審人は、株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第 11 条第 2 号に規定する金融商品取引業者等であり、平成 21 年 2 月 5 日に、内閣総理大臣に対し、各月の 15 日及び末日を金融商品取引法第 27 条の 26 第 3 項に規定する基準日として届け出た者である。被審人は、金融商品取引法第 27 条の 26 第 1 項に規定する重要提案行為等を行うことを目的とせず保有する金融商品取引所に上場されている別表 1 の「発行体」欄記載の発行者が発行する株券について、「基準日」欄記載の年月日に、「提出事由」欄記載の事由が生じたにもかかわらず、法定の除外事由がないのに、その住所又は居所を管轄する財務省関東財務局長に対し、「報告書」欄記載の変更報告書を「法定提出期限」欄記載の法定の提出期限までに、提出しなかったものである。

別表 1

番号	発行体	報告書	基準日	法定提出期限	提出事由
1	富士機械製造株式会社	変更報告書 No.1	平成 21 年 10 月 15 日	平成 21 年 10 月 22 日	報告義務発生日より前の基準日(金融商品取引法第 27 条の 26 第 3 項に規定する意味を有する。)において発行済株式等総数の 5.86%の大量保有者であったところ、報告義務発生日である基準日において株券を合計 338 万 7400 株保有することとなり、発行済株式等総数(4891 万 1874 株)の 6.93%の大量保有者となった。

2 法令の適用

金融商品取引法第 172 条の 7、第 27 条の 26 第 2 項第 1 号、第 130 条、第 176 条第 2 項

3 課徴金の計算の基礎

上記 1 の別表 1 に掲げる事実につき

(1) 金融商品取引法第 172 条の 7 の規定により、被審人の変更報告書の不提出に係る課徴金の額は、

当該提出すべき変更報告書に係る株券等の発行者が発行する株券の当該提出すべき変更報告書の提出期限の翌日における同法第 130 条に規定する最終の価格に、当該翌日における当該発行者の発行済株式の総数を乗じて得た額に 10 万分の 1 を乗じて得た額。

(2) 金融商品取引法第 176 条第 2 項の規定により、上記(1)で計算した額の 1 万円未満の端数を切捨て（別表 2 の「課徴金の額」欄の額）。

別表 2

別表 1 の番号	当該提出すべき変更報告書の提出期限翌日の最終の価格 (円)	当該提出すべき変更報告書の提出期限翌日の発行済株式総数 (株)	課徴金の額 (当該提出すべき変更報告書の提出期限翌日の最終の価格×当該提出すべき変更報告書の提出期限翌日の発行済株式総数／100,000) (円)
1	1,205	48,911,874	580,000

金融商品取引法第 176 条第 2 項の規定により、上記課徴金の額は 1 万円未満の端数を切捨て